



平成22年国勢調査の概要及び関係法令

総務省統計局

目 次

平成22年国勢調査の概要	1
国勢調査令	6
国勢調査施行規則	13
別記様式第1号(第2条関係)国勢調査調査票	16
別記様式第2号(第3条関係)国勢調査指導員証	18
別記様式第3号(第3条関係)国勢調査員証	18
[参考]	
統計法(抄)	19
行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する法律(抄)	21
総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する法律施行規則(抄)	21

平成22年国勢調査の概要

平成22年4月
総務省統計局

1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

国勢調査は、我が国の最も基本的な統計調査として大正9年（1920年）以来5年ごとに実施しており、今回の調査はその19回目で、いわゆる大規模調査に当たる。

2 調査の時期

(1) 調査期日

調査は、平成22年10月1日（金）午前零時現在によって行う。

(2) 調査期間

調査期間は、9月23日（木）から10月24日（日）までとする。

● 調査票の配布期間：9月23日（木）～9月30日（木）

● 調査票の当初回収期間：10月1日（金）～10月7日（木）

※その後、調査票未提出世帯からの回収を実施

(3) 未調査等の場合の調査

調査期間において未調査等の世帯については、10月26日（火）までに調査を行うものとする。

3 調査の対象

調査の対象は、本邦（国勢調査施行規則で定める島を除く。）に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族を除く。

4 調査事項

(1) 世帯員に関する事項(15事項)

ア 氏名

エ 世帯主との続柄

イ 男女の別

オ 配偶の関係

ウ 出生の年月

カ 国籍

- | | | | |
|---|------------------|---|-------------------|
| キ | 現在の住居における居住期間 | シ | 仕事の種類 |
| ク | 5年前の住居の所在地 | ス | 従業上の地位 |
| ケ | 在学，卒業等教育の状況 | セ | 従業地又は通学地 |
| コ | 就業状態 | ソ | 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| サ | 所属の事業所の名称及び事業の種類 | | |

(2) 世帯に関する事項（5事項）

- | | | | |
|---|-------|---|--------|
| ア | 世帯の種類 | エ | 住宅の床面積 |
| イ | 世帯員の数 | オ | 住宅の建て方 |
| ウ | 住居の種類 | | |

5 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省一都道府県一市町村一国勢調査指導員（以下「指導員」という。）一国勢調査員（以下「調査員」という。）の流れにより行う。

(2) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催，調査の実施状況の把握，広報及び協力依頼による環境整備，調査書類の審査，『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

(3) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置，指導員及び調査員の事務打合せ会の開催，指導員及び調査員への調査実施上の指導，郵送提出等世帯の把握及び調査員への伝達，調査書類の審査（行政情報等の利用並びに国勢調査令に基づく立入り及び質問による調査票の記入不備の補記を含む。），『市区町村要計表』の作成等の事務を行う。

(4) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導，調査票等の検査を行い，調査員は、担当調査区内にある世帯に係る調査を行う。

(5) 調査の方法

調査は、調査員が調査票を世帯ごとに配布し，世帯が調査票を調査員又は市町村に提出することにより行う。

なお，調査票の提出は，世帯が次のいずれかを選択する方法とする。

- ア 調査員への提出（封入提出方式）
- イ 郵送による提出
- ウ インターネットによる回答（モデル地域）

(6) 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

6 個人情報の保護

世帯が調査員に調査票を提出するに当たっては、『調査書類収納封筒』を用いて、封をして提出する方式とする（封入提出方式）。この場合、調査員は封筒を開封することなく、市町村に提出する。

また、世帯のプライバシー意識に配慮した適切な対応方法、守秘義務、世帯から回収した調査票の取扱い（検査を行わないことなど）、調査票の厳重管理など、個人情報の保護に係る指導の一層の徹底を図るとともに、国勢調査と個人情報保護法の関係について、広報等を通じた世帯に対する周知に努めることとする。

7 調査票の審査・提出

(1) 調査員

調査員は、世帯から回収した調査票について、記入内容の検査を行うことなく、封をしたまま市町村に提出する。

(2) 市町村及び指導員

市町村は、調査員から提出された調査票及び世帯から直接提出された調査票（インターネットによる回答を含む。）について、指導員による検査を経た上で審査を行い、都道府県に提出する。

(3) 都道府県

都道府県は、市町村から提出された調査票について、二次的な審査を行った上で、総務大臣に提出する。

8 結果の集計

集計は、総務省において、次に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が当該業務を行うこととする。

(1) 速報集計

ア 人口速報集計

イ 抽出速報集計

(2) 基本集計

ア 人口等基本集計

イ 産業等基本集計

ウ 職業等基本集計

(3) 抽出詳細集計

(4) 従業地・通学地集計

(5) 人口移動集計

(6) 小地域集計

9 結果の公表及び公表時期

結果は、上記の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、結果表をインターネットを利用する方法等により公表する。

なお、「人口速報集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については平成23年2月に、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については平成23年10月末までに公表し、それぞれ官報に公示する。

10 調査書類の保存期間及び保存責任者

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く）が転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事，市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

(参考)

平成22年国勢調査 集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定時期	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計	人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成23年2月	インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。人口は官報に公示。
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供	小分類	小分類	約1/100	全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成23年6月	インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
基本集計	人口等基本集計	人口, 世帯, 住居に関する結果及び外国人, 高齢者世帯等に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成23年10月	集計が完了した都道府県から順次, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は数回に分けて官報に公示。
	産業等基本集計	人口の労働力状態, 就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果	大分類	—			平成24年4月	
	職業等基本集計	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果	大分類	大分類			平成24年11月	
抽出詳細集計		就業者の産業, 職業別構成などに関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国, 都道府県, 市区町村	平成25年10月	集計が完了した都道府県から順次, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・産業等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業別構成に関する結果	大分類	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成24年6月	集計が完了した後, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
	従業地・通学地による職業等集計	従業地による就業者の職業別構成に関する結果	大分類	大分類			平成25年3月	
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業, 職業別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	抽出	全国, 都道府県, 人口10万以上の市	平成25年10月	
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成24年1月	同上
	移動人口の産業等集計	移動人口の労働力状態, 産業別構成及び教育に関する結果	大分類	—		全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成24年7月	
	移動人口の職業等集計	移動人口の職業別構成に関する結果	—	大分類		全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成25年4月	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口, 世帯, 住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後, 速やかに公表。	集計が完了した都道府県から順次, 閲覧に供する方法等によって公表。
	産業等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	—				
	職業等基本集計に関する集計	就業者の職業別構成等の状況に関する基本的な事項の結果	—	大分類				
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

- 1) 上記の集計のほか, 基本集計等公表後の新たなニーズに対応して, 追加集計を行う。
- 2) 「産業分類」及び「職業分類」欄は, 該当する分類を用いた集計結果があることを示す。
- 3) 「表章地域」欄は, 該当集計区分で集計する地域を表しているが, 必ずしもすべての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

国勢調査令

〔昭和55年4月15日〕
〔政令第98号〕

内閣は、統計法（昭和22年法律第18号）第3条第2項、第12条第2項及び第18条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（趣旨）

第1条 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により行う国勢調査（以下単に「国勢調査」という。）に関しては、この政令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が3月以上にわたる者についてはその場所をいい、3月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの
その宿泊している施設
- 二 病院又は診療所に引き続き3月以上入院し、又は入所している者
その病院又は診療所
- 三 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの
その生活の本拠
- 四 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者
その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 五 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者
その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

2 この政令において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。

3 前項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、同項の世帯を構成する者とみなす。

4 第2項の世帯を構成しない者で次に掲げるものは、同項の世帯とみなす。

- 一 第2項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者
- 二 ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のための宿舎に住居のある単身者
- 三 前二号に該当しない単身者で住居を共にするものの集まり
- 四 前三号に該当しない単身者

5 この政令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

- 6 この政令において「世帯主」とは、世帯（第4項第3号の規定による世帯を除く。）を主宰する世帯員をいう。
- 7 この政令において「世帯の代表者」とは、第4項第3号の規定による世帯を代表する世帯員をいう。

（調査時）

第3条 国勢調査は、これを実施する年の10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う。

（調査の対象）

第4条 国勢調査については、法第5条第1項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 調査時において本邦（総務省令で定める島を除く。以下同じ。）にある者で、本邦にある期間が引き続き3月以上にわたることとなるもの
 - 二 本邦に生活の本拠を有する者（前号に掲げる者及び調査時において本邦外にある者（船舶に乗り組んでいる者を除く。）で本邦外にある期間が引き続き3月以上にわたることとなるものを除く。）
 - 三 本邦の港を発し、途中本邦の港以外の港に寄港しないで本邦の港に入つた船舶（調査時において本邦の港にある船舶又は調査時後5日以内に本邦の港に入つた船舶に限る。）に乗り組んでいる者（前二号に掲げる者及び本邦外に生活の本拠を有する者を除く。）
- 2 次に掲げる者は、前項に規定する者に含まれないものとする。
- 一 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員並びに条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者であつて、日本国民でないもの（以下「外交官等」という。）、外交官等と同一の世帯に属する家族の構成員並びに外交官等の個人的使用人で日本国民でないもの
 - 二 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者で日本国民でないもの及びその者と同一の世帯に属する家族の構成員（前号に掲げる者を除く。）

（調査事項等）

第5条 国勢調査は、調査票により、次に掲げる事項（法第5条第2項ただし書の規定により行う国勢調査にあつては、第1号ト、チ、リ及びヨに掲げる事項を除く。）を調査する。

- 一 世帯員に関する事項
 - イ 氏名
 - ロ 男女の別
 - ハ 出生の年月
 - ニ 世帯主との続柄
 - ホ 配偶の関係
 - ヘ 国籍
 - ト 現在の住居における居住期間
 - チ 5年前の住居の所在地
 - リ 在学、卒業等教育の状況

- ヌ 就業状態
- ル 所属の事業所の名称及び事業の種類
- ヲ 仕事の種類
- ワ 従業上の地位
- カ 従業地又は通学地
- ヨ 従業地又は通学地までの利用交通手段

二 世帯に関する事項

- イ 世帯の種類
- ロ 世帯員の数
- ハ 住居の種類
- ニ 住宅の床面積
- ホ 住宅の建て方

2 前項の調査票の様式は、総務省令で定める。

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第6条 国勢調査の事務に従事させるため、法第14条に規定する統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。

- 2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する。
- 3 国勢調査員の担当地域は、市町村長が指定した第8条の規定による調査区の区域とする。
- 4 国勢調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、国勢調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。
- 5 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当地域内にある世帯に係る調査票その他の調査関係書類の作成その他これに附帯する事務を行う。
- 6 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、国勢調査指導員が当該事務を行うものとする。

(国勢調査指導員証及び国勢調査員証)

第7条 市町村長は、国勢調査指導員及び国勢調査員に対し、それぞれ総務省統計局長の発行する国勢調査指導員証又は国勢調査員証を交付しなければならない。

- 2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、その事務を行うときは、前項の国勢調査指導員証又は国勢調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、総務省令で定める。

(調査区の設定及び修正)

第8条 市町村長は、国勢調査を実施する年の前年の10月1日現在により、総務省令で定める基準により当該市町村の区域を区分して調査区を設定するものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により設定した調査区について、調査時までには市町村の境界変更が行われた場合又は調査時までには生じた総務省令で定める事由により調査区の修正を要すると認める場合には、速やかにこれを修正するものとする。
- 3 前二項に規定するもののほか、調査区の設定及び修正に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(調査の方法)

第9条 国勢調査は、総務省令で定める期間内において、次に掲げる方法のいずれかにより行う。

- 一 国勢調査員又は第6条第6項の規定に基づき同条第5項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が調査票を世帯ごとに配布し、及び収集すること。
 - 二 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び市町村長が直接世帯から当該調査票の提出を受けること。
- 2 世帯員の不在等の事由により前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が同項の期間内において第5条第1項第1号イ及びロ並びに同項第2号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入することにより国勢調査を行うことができる。

(報告の義務及び方法)

第10条 国勢調査に当たっては、当該国勢調査において調査すべき第5条第1項各号に掲げる事項のうち、同項第1号に掲げる事項については世帯員が、同項第2号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者がそれぞれ報告しなければならない。

- 2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。
- 3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、又は当該調査票を直接市町村長に提出し、及び国勢調査員等の質問に答えることにより行うものとする。

(未調査等の場合の措置)

第11条 第4条に規定する者（以下「調査対象者」という。）について、第9条第1項の規定による調査が行われなかつたとき又は同条の規定による調査が重複して行われたときは、当該調査対象者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、その旨を総務省令で定める期限までに、関係市町村長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により調査が行われなかつた旨の届出があつた場合には、関係市町村長は、当該届出に係る調査対象者について、総務省令で定める期限までに、第9条に規定する方法による調査を国勢調査員等に行わせなければならない。

(調査票等の提出等)

第12条 国勢調査員等は、市町村長に対し、その定める期限までに、当該国勢調査員等が収集し、又は第9条第2項の規定により記入した調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

- 2 市町村長は、その定める期限までに、前項の規定により市町村長に提出された調査票その他の調査関係書類及び第10条第3項の規定により直接市町村長に提出された調査票の検査を国勢調査指導員に行わせなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定により国勢調査指導員が検査した調査票を審査し、必要な事項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を送付しなければならない。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から送付された調査票を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

(立入り及び質問)

- 第13条** 法第15条第1項の規定による行政機関の長の権限に属する事務のうち、第5条第1項第1号イ及びロ並びに同項第2号ロに掲げる事項について、その職員に、必要な場所に立ち入り、関係者に質問させる権限に属するものは、前条第3項の規定による審査及び記入を行うに当たり、市町村長が行うこととする。
- 2 市町村の職員は、前項の規定に基づき法第15条第1項の規定により必要な場所に立ち入り、関係者に質問をするに当たっては、関係者の生活又は業務の平穩に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。
- 3 第1項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政機関の長に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

(結果の公表等)

- 第14条** 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(連絡等に関する事務)

- 第15条** 都道府県知事は、第12条第3項又は第4項の規定によるもののほか、当該都道府県の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。
- 一 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務
 - 二 市町村長に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務
 - 三 国勢調査の広報に関する事務
 - 四 市町村長の行う国勢調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務
 - 五 総務大臣に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
 - 六 第12条第3項若しくは第4項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他同条第3項若しくは第4項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 市町村長は、第6条第3項から第6項まで、第7条第1項、第8条第1項若しくは第2項、第9条第1項第2号、第10条第3項、第11条、第12条第1項から第3項まで又は第13条第1項の規定によるもののほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。
- 一 国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦に関する事務
 - 二 国勢調査指導員及び国勢調査員の任命の辞令書の交付に関する事務
 - 三 国勢調査指導員及び国勢調査員の報酬及び費用の交付に関する事務
 - 四 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務
 - 五 国勢調査指導員及び国勢調査員に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務

六 国勢調査の広報に関する事務

七 都道府県知事に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

八 第6条第3項から第6項まで、第7条第1項、第8条第1項若しくは第2項、第9条第1項第2号、第10条第3項、第11条、第12条第1項から第3項まで若しくは第13条第1項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第6条第3項から第6項まで、第7条第1項、第8条第1項若しくは第2項、第9条第1項第2号、第10条第3項、第11条、第12条第1項から第3項まで若しくは第13条第1項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

(事務の区分)

第16条 第12条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

2 第6条第3項から第6項まで、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第2号、第10条第3項、第11条、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項並びに前条第2項の規定により市町村が行うこととされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月27日政令第115号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月9日政令第182号） 抄

1 この政令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成2年4月13日政令第103号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月14日政令第35号）

この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日政令第50号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年6月7日政令第304号） 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。〔後略〕

附 則（平成19年12月12日政令第363号） 抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の

日（平成19年12月26日）から施行する。〔後略〕

附 則 （平成20年10月31日政令第334号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、法の施行の日（平成21年4月1日）から施行する。

附 則 （平成22年4月1日政令第92号） 抄
（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

国勢調査施行規則

〔昭和55年4月15日〕
〔総理府令第21号〕

統計法（昭和22年法律第18号）第3条第2項並びに国勢調査令（昭和55年政令第98号）第4条第1項、第5条第2項、第8条第3項、第9条第1項及び第11条の規定に基づき、並びに同令第15条を実施するため、国勢調査施行規則を次のように定める。

（総務省令で定める島）

第1条 国勢調査令（以下「令」という。）第4条第1項第1号の総務省令で定める島は、次のとおりとする。

- 一 内閣府設置法第4条第1項第13号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和34年政令第33号）に規定する北方地域にある歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 二 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

（調査票の様式）

第2条 令第5条第2項の総務省令で定める調査票の様式は、別記様式第1号とする。

（国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式）

第3条 令第7条第3項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第2号又は別記様式第3号とする。

（調査を行う期間）

第4条 令第9条第1項の総務省令で定める期間は、国勢調査を実施する年（以下「実施年」という。）の9月23日から翌月24日までとする。

（未調査等の場合の届出の期限）

第5条 令第11条第1項の総務省令で定める期限は、実施年の10月25日とする。

（未調査の場合の調査を行う期限）

第6条 令第11条第2項の総務省令で定める期限は、実施年の10月26日とする。

（期間等の変更）

第7条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第4条の期間又は前二条の期限（以下「期間等」という。）により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、期間等を別に定め、又は延長することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により期間等を別に定め、又は延長したときは、その旨

を告示するものとする。

(調査票等の保存)

第8条 総務省統計局長は、調査票を3年間、調査票の内容（令第5条第1項第1号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

(調査方法についての基礎調査)

第9条 令第15条第1項第6号及び第2項第8号の調査方法についての基礎調査に関する事務は、次のとおりとする。

- 一 国勢調査の円滑な実施に資すると認められる調査方法、集計方法、調査票の様式等を調査研究するための調査の執行
- 二 国勢調査の結果の精度を検証するための調査の執行

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日総理府令第35号）

この府令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月17日総理府令第27号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月13日総理府令第10号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月12日総理府令第25号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月1日総理府令第14号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日総理府令第33号）

この府令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月14日総理府令第90号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。〔後略〕

附 則（平成15年3月18日総務省令第38号）

この省令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日総務省令35号）
この省令は，公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月10日総務省令第141号） 抄
第1条 この省令は，統計法の施行の日（平成21年4月1日）から施行する。

附 則（平成22年4月1日総務省令第42号）
この省令は，公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)



基幹統計調査



国勢調査調査票

- 黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
- 数字を記入する場合は、下の例のように、わくの中に右つめて書いてください。

平成 年10月1日
総務省統計局

4人
記入は黒の鉛筆で
右つめに

数字の記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
はねない すきまをあける とじる
上につきぬける 角をつける

世帯員全員の記入に ついて いて	1 氏名及び男女の別	1 (氏名) 男 女	2 (氏名) 男 女	3 (氏名) 男 女	4 (氏名) 男 女
	2 世帯主との続柄	世帯主又は代表者 世帯主の配偶者 子の世帯主の配偶者の父母 孫 祖父 兄弟姉妹 他親族の住み込みの雇人			
	3 出生の年月	明治 大正 昭和 平成 西暦			
	4 配偶者の有無	未婚(幼児を含む) 配偶者あり 死別 離別			
	5 国籍	日本 外国 (国名)	日本 外国 (国名)	日本 外国 (国名)	日本 外国 (国名)
	6 現在の場所に住んでいる期間	出生時から 1年未満 1~5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上			
	7 5年前(平成 年10月1日)はどこに住んでいましたか	5年前に住んでいた場所について (・市町村合併があった場合は合併後の市区町村にあてはめて記入してください) (・政令指定都市になった場合は現在の区にあてはめて記入してください)	5年前に住んでいた場所について (・市町村合併があった場合は合併後の市区町村にあてはめて記入してください) (・政令指定都市になった場合は現在の区にあてはめて記入してください)	5年前に住んでいた場所について (・市町村合併があった場合は合併後の市区町村にあてはめて記入してください) (・政令指定都市になった場合は現在の区にあてはめて記入してください)	5年前に住んでいた場所について (・市町村合併があった場合は合併後の市区町村にあてはめて記入してください) (・政令指定都市になった場合は現在の区にあてはめて記入してください)
世帯に ついて いて	(1) 世帯員の数	(2) 住居の種類	(3) 住宅の建て方	(4) 住宅の床面積の合計(延べ面積)	
	世帯では 下の欄には記入しないでください	世帯の種類	電話番号	ウラ側(第2面)にも記入してください	

「調査票の記入のしかた」を参照して
太わくの中に記入してください

こちらは ウラ側です
オモテ側から記入してください

	1	2	3	4
世帯員全員	8 教育 ●現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください ●在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください ●専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」のページを参照して記入してください	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大 学 乳 児 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大 学 乳 児 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大 学 乳 児 高専 大学院 その他
	9 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか ●仕事とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます ●通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます	主に 家事などの 通学のかた 仕事 ほか仕事 わら仕事 10～14欄にも記入 仕事を 仕事を 家事 通学 その他 休んで 探して いた いた (幼児 高齢 など) 10～14欄にも記入 記入 おわり 10・11欄のみ記入 記入 おわり	主に 家事などの 通学のかた 仕事 ほか仕事 わら仕事 10～14欄にも記入 仕事を 仕事を 家事 通学 その他 休んで 探して いた いた (幼児 高齢 など) 10～14欄にも記入 記入 おわり 10・11欄のみ記入 記入 おわり	主に 家事などの 通学のかた 仕事 ほか仕事 わら仕事 10～14欄にも記入 仕事を 仕事を 家事 通学 その他 休んで 探して いた いた (幼児 高齢 など) 10～14欄にも記入 記入 おわり 10・11欄のみ記入 記入 おわり
就業者・通学者について	10 従業地又は通学地 ●仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください ●同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は他の区・市町村に記入してください ●他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください(東京都区部と政令指定) (都市の場合は区名まで)	自宅 (住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ (通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)	自宅 (住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ (通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)	自宅 (住み込みを含む) 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ (通勤・通学の場所を記入) (左づめで記入)
	11 従業地又は通学地までの利用交通手段 ●二つ以上の交通手段を利用している場合は 該当するものすべてに記入してください	徒歩のみ 鉄道 乗合 勤め先・学校のバス のみ 電車 バス 学校のバス 自家用車 ハイヤー オート タクシー バイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合 勤め先・学校のバス のみ 電車 バス 学校のバス 自家用車 ハイヤー オート タクシー バイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合 勤め先・学校のバス のみ 電車 バス 学校のバス 自家用車 ハイヤー オート タクシー バイ 自転車 その他
就業者について	12 勤めか 自営かの別 ●労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人を行います ●パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます ●自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や 自由業の人をいいます	雇われている人 会社などの役員 正規の 労働者派遣 パート・アルバイト・その他 職員・事業所の 従業員 派遣社員 その他 自営業主 家族 家庭内の賃仕事(内職) 雇人あり 雇人なし 従業者	雇われている人 会社などの役員 正規の 労働者派遣 パート・アルバイト・その他 職員・事業所の 従業員 派遣社員 その他 自営業主 家族 家庭内の賃仕事(内職) 雇人あり 雇人なし 従業者	雇われている人 会社などの役員 正規の 労働者派遣 パート・アルバイト・その他 職員・事業所の 従業員 派遣社員 その他 自営業主 家族 家庭内の賃仕事(内職) 雇人あり 雇人なし 従業者
	13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容 ●仕事をしている事業所(本社 支店 営業所 工場 商店 など)の名称を書いてください(官公庁は課名まで) ●その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください ●労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先について書いてください	「調査票の記入のしかた」の ～ ページの書き方の例を参考にして くわしく書いてください		
14 本人の仕事の内容 ●本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください				

この調査票は機械にかけますので汚さないでください

別記様式第2号（第3条関係）

表 面

第 号

国勢調査指導員証

氏 名

この者は、 年国勢調査の
国勢調査指導員であることを証明する。

任命期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日
総務省統計局長 印

(写真)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

裏 面

注意事項

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統計法(抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

第41条 (前略)業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>

照会・連絡先

別記様式第3号（第3条関係）

表 面

第 号

国勢調査員証

氏 名

この者は、 年国勢調査の
国勢調査員であることを証明する。

任命期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日
総務省統計局長 印

(写真)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

裏 面

注意事項

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統計法(抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

第41条 (前略)業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>

照会・連絡先

〔参 考〕

○統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（定義）

第2条 略

2・3 略

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第5条第1項に規定する国勢統計

二・三 略

5 略

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12 略

（国勢統計）

第5条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

（報告義務）

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（統計調査員）

第14条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

（立入検査等）

第15条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第16条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第17条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(命令への委任)

第18条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(協力の要請)

第29条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

第30条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

(守秘義務)

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一～六 略

第7章 罰則

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
- 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 三 略

第59条 第41条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 略

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第15条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 略

附 則 抄

(最初の国勢調査の実施時期)

第4条 新法第5条第2項本文の規定による最初の国勢調査は、平成22年に行うものとする。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）（抄）

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2～4 略

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）（抄）

(適用範囲)

第3条 この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく手続等について適用する。

別表（第3条関係）

国勢調査令（昭和55年政令第98号）
第10条第3項及び第12条